

入札説明書

松山市では、市有財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに経費削減及び歳入を確保するため、自動販売機を設置する事業者の公募を実施する。入札に参加する者は、この入札説明書をよく読み、次の各事項を承知したうえで参加するものとする。

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所、面積及び売上手数料の最低基準

入札番号	財産名称	所在地	貸付箇所 ※別紙参照	設置台数	貸付面積	売上手数料の最低水準
①	北条スポーツセンター体育館	松山市大浦 86 番地 1	1 階ロビー内 左	1 台	約 1,300 ミ リ × 約 900 ミリ = 約 1.17 m ²	20%
②	北条スポーツセンター体育館	松山市大浦 86 番地 1	1 階ロビー内 右	1 台	約 1,300 ミ リ × 約 900 ミリ = 約 1.17 m ²	20%
③	北条スポーツセンター野球場	松山市大浦 86 番地 1	トイレ棟北側 左	1 台	約 1,300 ミ リ × 約 900 ミリ = 約 1.17 m ²	10%
④	北条スポーツセンター野球場	松山市大浦 86 番地 1	トイレ棟北側 右	1 台	約 1,300 ミ リ × 約 900 ミリ = 約 1.17 m ²	10%

(2) 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

（ただし、令和 18 年 3 月 31 日までは、自動販売機の必要性及び利用状況並びに設置事業者の管理運営状況を勘案して、継続設置について支障がないと市長が判断した場合は、毎年度更新するものとする。その後は、更新なし。）

(3) 貸付条件等

別添仕様書による。

(4) 要領

① 入札は、(1)の入札番号毎に、それぞれの「売上手数料」について行う。「売上手

「数料」については、割合（%）を入札する。

- ② 入札参加者は、入札参加資格要件を満たす場合は、複数入札することができる。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては松山市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては松山市内で継続して 1 年以上事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (6) 松山市税を滞納していないこと。
- (7) 松山市と災害時における飲料水の提供に関する協定を結んでいること。又は協定を結ぶことが可能であること。

3 入札及び開札の日時及び場所

入札名	日時	場所
北条スポーツセンターホールへの清涼飲料水等自動販売機設置①(1 階ロビー内左)	令和 8 年 3 月 6 日 (金) 10:00	松山市二番町四丁目 7 番地 2 松山市役所 本館 5 階 本部会議室
北条スポーツセンターホールへの清涼飲料水等自動販売機設置②(1 階ロビー内右)	令和 8 年 3 月 6 日 (金) 10:30	松山市二番町四丁目 7 番地 2 松山市役所 本館 5 階 本部会議室
北条スポーツセンター野球場への清涼飲料水等自動販売機設置③(トイレ棟北側左)	令和 8 年 3 月 6 日 (金) 11:00	松山市二番町四丁目 7 番地 2 松山市役所 本館 5 階 本部会議室
北条スポーツセンター野球場への清涼飲料水等自動販売機設置④(トイレ棟北側右)	令和 8 年 3 月 6 日 (金) 11:30	松山市二番町四丁目 7 番地 2 松山市役所 本館 5 階 本部会議室

4 入札方法等

- (1) 入札書に記載する数字と割合

- ① 入札書に記載する数字は整数（小数不可）とし、割合の単位は「%」とする。
- ② 売上手数料には、「消費税及び地方消費税」を含むものとする。
- (2) 代理人による入札
 - 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。
- (3) その他
 - 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

5 入札保証金

免除する。

6 無効な入札等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格がない者がした入札
 - ② 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人の場合も含む。）
 - ③ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ④ 不正行為による入札
 - ⑤ 入札書の割合、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
 - ⑥ 記名押印を欠く入札及び割合を訂正した入札
 - ⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
 - ⑧ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
 - ⑨ 市が定める売上手数料の最低水準未満の入札
 - ⑩ その他入札に関する条例規則に違反した入札
- (2) 失格
 - 入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となつた者は、再度の入札に参加できない。

7 落札者の決定方法

- (1) 入札番号毎に市が定める売上手数料の最低水準以上で、最高の割合をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、抽選で決定する。

8 契約等

- (1) 別添契約書のとおりとする。
- (2) 落札者は、契約書に記名押印の上、実施要領19の場所に提出する。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合には、当該落札は効力を失う。

9 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、松山市契約規則、松山市財務会計規則の定めるところによる。